

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成24年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年1月17日

奈良県監査委員	廣	野	隆	信
同	岸		秀	隆
同	神	田	加	津代
同	大	国	正	博

監査の特定事件（テーマ）

奈良県の水道事業に関する財務事務の執行について

平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

【結果一覧】

頁	項目	監査結果	措置内容
56	2. 給水原価	<p>(1) 大滝ダム建設事業に係る建設利息の固定資産計上 (4条支出)</p> <p>建設利息の取扱いについては、費用計上する方法、もしくは固定資産計上する方法の2通りが認められており、一度選択した会計方針については恣意性の介入を排除するため継続して適用することが求められるところ、大滝ダム以外の建設事業については費用計上とする一方で、大滝ダムの建設利息は資産計上しており、建設利息の取扱いに相違が生じている。案件や発生年度によって異なる処理方法を採用することで、会計処理に恣意性が介入するため、企業債利息に係る会計処理方針を定め、これに沿った処理を行うことが望ましい。</p>	<p>大滝ダム建設事業は、参画当初から長期間にわたり巨額の負担が見込まれたことから例外として、建設利息を資産計上してきた。その他の事業については、建設利息の資産計上は行っておらず、恣意性の介入はない。</p> <p>なお、平成25年4月より大滝ダムが稼働したことから、企業債利息は全額を費用に計上している。</p>
57		<p>(2) 下市取水場に係る減価償却</p> <p>過年度において減価償却方法を変更しているが、それによる追加償却額は年度により変動しており一定ではなく、年度によって84百万円から5億15百万円まで異なっていたため、各年度の収支に与える影響にアンバランスが生じていた。固定資産の減価償却は、水道局が定めた会計方針に従って、定期的に費用計上する必要がある。</p>	<p>平成12年度の包括外部監査の指摘を受けた後、水道経営に影響が出ないよう早期に正しい償却額に戻す必要からこのような方法を取ったものであるが、平成21年度からは定額法により均等に減価償却を行っている。</p>
77	4. 有形固定資産	<p>(2) 固定資産の除却漏れ及び現物確認</p> <p>御所浄水場における固定資産から12件のサンプルを抽出し、現物確認を実施したところ、既に除却されており、現物が存在しないものが1件発見された。除却が生じた際には、現場担当者が除却に関する報告書を作成し報告するといった適時適切な報告体制を構築することが望まれる。また、少なくとも数年に一度は現物確認を実施するなど、早急に固定資産の現物確認を実施するよう検討されたい。</p>	<p>固定資産については、除却が生じた場合には、現場からその旨の報告時期を定めて行わせることとし、台帳との差異が生じないように再度照合を徹底した。</p> <p>また、必要と考えられるものは、現物確認を実施する。</p>
80		<p>(4) 建設仮勘定</p> <p>大滝ダムの建設負担金に伴う建設利息68億32百万円は本来無形固定資産のダム使用权勘定に計上すべきものであるため、表示すべき勘定科目の修正が必要である。</p>	<p>平成25年度より建設利息はダム使用权に計上した。</p>
82	5. 無形固定資産	<p>(1) 無形固定資産の勘定科目名</p> <p>ダム使用权勘定と施設利用権勘定について、奈良県営水道会計規程の説明とは異なる扱いをしていたため、規程に沿った勘定科目に修正するか、もしくは実際の勘定科目の整理に適合するよう、規程を改訂する必要があるものと考えられる。</p>	<p>無形固定資産の基となる構造物の実態や設定した権利の内容等を総合的に勘案し、県営水道会計規程を改正する予定(平成26年度適用)。</p>

【意見一覧】

頁	項目	監査の結果に添える意見	措置内容
50	1. 過去の設備投資が現在の料金原価に与える影響	<p>(1) 御所浄水場第1系統設備の休止状態</p> <p>御所浄水場における第1系統に係る設備（帳簿価額：20億37百万円）については、平成17年11月から現在まで休止しているものの、水需要は減少の一途を辿っており、再稼働の可能性は低いと考えられる。</p> <p>仮に第1系統の浄水設備を再稼働する必要性が生じた場合、必要となる再投資額は約15億円と試算されており、そのための準備期間も2～3年を要する。いずれにしても当該設備が約7年間休止されている現状は望ましい状況とはいえない。</p>	<p>平成23年12月に策定された「県域水道ビジョン」では、今後の県域水道に係る投資を効率的に行うために、市町村に自身の浄水場を更新するか県営水道に転換するかの検討を促している。一方で、県営水道は、市町村浄水場更新の代替案として受水地点の増設を提案し、さらに平成25年4月、料金値下げと同時に逓減型の二段階料金制度を導入することで市町村の県水転換を積極的に支援する体制を整えた。</p> <p>この状況に呼応して、現在、複数の市町村が県水転換についての検討を進めている。県水の将来需要は、この検討結果次第で大きく変わる可能性がある。</p> <p>よって、御所浄水場の一系施設については、今後の県水転換の動向を見極めたうえで廃止か再稼働かを決したい。</p>
51		<p>(2) 過去の設備投資が料金原価に与える影響</p> <p>水道局が当初想定していた水需要を実現できておらず過去の投資が主に減価償却費として計上され原価の約半分を占めている。</p> <p>過去の意思決定による投資の結果であり、市町村の申し出を尊重した結果である等やむを得ない部分はあるものの、これにより給水原価の高止まりをもたらしており、今後一層、設備投資の最適化に向けた取り組みを進めるべきである。</p>	<p>県水量の減少要因である給水人口や1人1日当り使用水量の減少、逆に増加要因である市町村の県水転換の動向を踏まえて、今後の県水量を予測し、その水量に見合った適正な施設能力を設定。その上で、ダウンサイジングも視野に入れた新たな施設更新改良計画より更新改良工事に取り組んでいる。具体的には、施設の休止・縮小、さらには適正な点検・補修により長寿命化を図り、投資をより効率的に行い設備投資の適正化を進めていく。</p>
56	2. 給水原価	<p>(3) 水源における水質保全に関する負担金</p> <p>水道局では、県の産業・雇用振興部が平成元年から実施している「宇陀市下水前処理施設維持管理費補助事業」に対し、県に負担金を支出している。これは、地元が行う水源の水質保全活動に一定の貢献をすべく費用を負担しているものである。</p> <p>水道局が今後、同様の負担を行う際には、水道料金に影響を及ぼさないよう負担目的や負担額等を十分に検討し、慎重に判断するべきであると考えます。</p>	<p>当該負担金については、負担目的や負担額等について十分な検討と慎重な判断を経た上で予算化され、支出しているものであり、今後もこのような負担を行う場合には、これと同様に適切な取扱いに努める所存である。</p>

頁	項目	監査の結果に添える意見	措置内容
68	3. 料金設定	<p>(1) 平成25年度～平成32年度にかかる収支見積</p> <p>水道局では水道料金制度及び水道料金単価を平成25年度より改定するが、新料金制度の導入により実際に市町村の県水転換が図られることとなった場合、給水量の増加に伴い発生する追加原価は薬品費や動力費等のみであり、経常利益が加速度的に増加することが想定される。市町村の県水転換が進められれば、更に水道料金単価を引き下げることが可能となるため、市町村の状況も含めて、県水の給水量の推移の検証を今後も継続していくことが必要となる。</p>	<p>県域水道ビジョンのなかで県域全体での施設の効率化を目指して、老朽化した市町村の自己水施設から県水への転換を進めており、県水の経常利益及び給水量の推移の検証を継続する。</p>
69		<p>(2) 料金設定における県水転換の影響の考慮について</p> <p>水道局は急速な県水転換はないものと想定しており、県水率もほぼ50%のまま推移するものと予測の上で新たな料金設定を行っている。県水転換は、県の施策として引き続き推進すべきものであると考えられ、次回の料金設定においては、県水転換の影響も考慮すべきである。</p>	<p>料金の設定は総括原価主義の考え方により行っている。県水転換が進展し給水原価が大幅に低下すれば、料金改定において考慮すべきものとする。</p>
70		<p>(3) 新たな料金設定が県水転換に与える影響</p> <p>市町村水道における施設の老朽化や、市町村水道職員の大量退職等が想定されている中、奈良県全体で水道事業にかかるコストを鑑みた場合、その最適化のため県営水道への転換は有効な手段であると考えられる。新たな料金体系を維持しつつ、県営水道への転換を促進する方策について検討されたい。</p>	<p>市町村毎に20年先までの経営シミュレーションを行い、施設投資の最適化について市町村と協議を行っているところであり、今後も、県水転換の促進方策を県・市町村ともにメリットが生まれるような検討を行っていく。</p> <p>既に、広陵町が平成24年10月より町の浄水場を廃止して、県営水道100%への転換を行った。また、桜井市と一部自己水から県水への転換について、送水方法等の具体的な協議を進めており、他の市町村へも県水転換に向けた条件整備等の協議を行っているところである。 [水道局、地域政策課]</p>
71		<p>(4) 経営安定化積立金の取崩し</p> <p>水道局では大滝ダム稼働後の赤字発生に備える目的で合計34億円の経営安定化積立金を積み立てたものの、大滝ダムの稼働が開始する平成25年度以降の収支赤字は見込まれておらず、当該積立金が目的に見合っており取り崩される可能性は低いと考えられる。将来的にも損失補てんの必要性が乏しいのであれば、料金引下げのための原資や戦略的投資等、積立以外の目的のために活用することも検討が必要である。</p>	<p>今後の状況を見極めたうえで、積立目的に沿った取り崩しの必要性が乏しいと判断されれば、当初の目的以外の活用を検討する。</p>

頁	項目	監査の結果に添える意見	措置内容
72	4. 有形固定資産	<p>(1) 低・未利用資産</p> <p>水道局の有する資産のうち、奈良市法蓮町公舎用地（16百万円）、御所職員公舎用地（5百万円）等について遊休状態となっている。今後も活用する見込みのない土地については、処分を検討すべきである。</p> <p>また、低・未利用資産の最適な利用を図る観点から、未利用資産を遅滞なく把握する仕組みを作るとともに、資産の利用方法を考える機能を組織の中に整備することが必要である。</p>	<p>法蓮町公舎用地については、財産管理担当課と連携を図り対応を進めているところである。</p> <p>また、有効活用又は売却の見込みのない減価償却資産については、平成24年度中に会計上、有姿除却の処理を行った。</p> <p>さらに、その他の低・未利用財産については、県有資産活用方針検討会議で問題点を整理し、売却等の処分の検討を進めているところである。そのうち、御所職員公舎用地及び田原本資材置場については売却手続を行えるよう必要な作業を進めている。</p>
78		<p>(3) 自然エネルギー発電システム</p> <p>御所浄水場において自然エネルギー発電システムとして太陽光発電システムが設置されているが、二酸化炭素削減量等での効果や実績、先進事例としての意義がみられる一方で、投資効率の面においては、発電コストが割高の状態となっている。</p>	<p>太陽光発電は、発電量が天候に左右されるため、小水力発電に比べて割高の傾向にある。</p> <p>しかし、原子力発電が縮小し日本のCO₂排出量が増加傾向の中、水道事業に起因するCO₂排出を低減する効果を（排出権価格で）金額換算すれば、一概に発電コストが割高とはいえない。</p> <p>また、先進事例としての教育的・啓発的効果も大きな意義があり、投資効率だけで判断すべきではない。</p>
80		<p>(5) 除却したみなし償却資産の国庫補助金の振替漏れ</p> <p>みなし償却資産の除却時の会計処理について、固定資産台帳に計上している補助金相当額等の金額と、貸借対照表の資本の部に計上されている国庫補助金等の金額に10億94百万円の不一致があり、過年度の処理漏れが原因と考えられるため、このような処理漏れには十分注意されたい。</p>	<p>平成24年度決算において、不一致を修正するため会計処理を行った。平成25年度からは、処理漏れがないか毎年度確認を行う。</p>
82	5. 無形固定資産	<p>(2) 無形固定資産に適用する耐用年数</p> <p>無形固定資産について、すべてダムに関わるものであるという整理から、一律に耐用年数55年で減価償却を実施している。一概に誤りとはいえないところであるが、無形固定資産の勘定科目の整理と合わせ、無形固定資産に適用される耐用年数についても、一定の考え方を整理し、その中で運用することが望ましいと考えられる。</p>	<p>資産の実態を踏まえて考え方を整理し、勘定科目表の改正等を行う予定(平成26年度適用)である。</p>

頁	項目	監査の結果に添える意見	措置内容
86	6. 固定負債	<p>(1) 退職給付引当金</p> <p>予算額（当初見積もった退職手当見込額）が各事業年度末の実績概算額（当初見積もったのと同じ算定方法における各事業年度末での実績職員数等を加味した退職手当見込額）と大きく乖離し、かつ平準化した期間（3事業年度）内に収束されない場合には、毎事業年度末において、見直しすることが適当であると思われる。</p>	<p>平成25年度から要引当額の算定は毎年度行っている。</p>
87		<p>(2) 修繕引当金</p> <p>取扱い通知においては、各事業年度において引当計上する金額は、各企業の実状に応じ客観的に妥当であると認められる金額に留めるべきであって、これを過大に見積もって計上することはできないものと記載されているが、水道局では修繕引当金繰入額について99百万円多く計上している。</p>	<p>従来は引き当て方法等に関して具体的な基準がなく、水道局では有形固定資産取得額の3%相当を目標として引き当てを行ってきたところである。</p> <p>平成24年度は、新たな引き当てを行っていない。また、平成25年度以降もその予定はない。</p>
91	7. 流動負債	<p>(1) 未払かつ未登記土地</p> <p>水道局が有する土地のうち高取町の導水管路用地について、取得時において地権者が死亡したことにより土地代金の一部が未払いとなっている。相続問題が解決していないことから、水道局からの要望、交渉にもかかわらず移転登記手続きが実施されておらず、約30年にわたり登記未了となっている。</p> <p>今後、同様の事例が発生しないよう今後の用地取得の際に留意していくことが必要である。</p> <p>また、法的問題点については整理をした上で、本件土地の移転登記をしてもらい、県からは残代金が支払えるよう交渉していく必要がある。</p>	<p>左記の事例は約30年前に発生したものであり、現在同様の事例は発生していない。</p> <p>また、平成25年度には再度法律相談を行い、法的問題を整理した上で相続人の現状を確認した。今後その確認結果を踏まえ、問題解決に向けて糸口を見出していく方針である。</p>

頁	項目	監査の結果に添える意見	措置内容
95	8. 水源	<p>(1) 十津川・紀の川第2期事業</p> <p>① 第2期事業0.40m³/sの水利権の有効活用の検討について</p> <p>第2期事業として取得予定である0.40m³/sの水源は、県営水道単体でみた場合余剰な水源であると考えられ、同事業の継続については再考する必要がある。もっとも、第2期事業はその主目的が農業用排水の改修整備にあるとともに、国と奈良県と和歌山県の共同事業でもあることから、仮に県営水道にとって当該第2期事業水利権が余剰な水源であったとしても、県全体で鑑みれば有用な事業であるともいえる。現実的に十津川・紀の川第2期事業の0.40m³/sが余剰となるのであれば、当該水利権を有償譲渡する等、何らかの有効活用を検討する必要がある。</p>	<p>第2期事業として取得予定である0.40m³/sの水源は、県営水道単体では現時点で余剰となると考えている。しかし、水源の開発には数十年を要し、奈良県が新たに確保できる水源は当該事業以外にないため、県営水道の水源を県域水道全体で有効活用する観点から、水源が不足する五條・吉野エリアの市町に対して分割譲渡の協議を行っているところである。</p> <p>今後、第2期事業の継続については、県水転換の動向を把握するとともに、五條・吉野エリアの市町への有効活用も含めて判断する方針である。 [水道局、地域政策課]</p>
99		<p>② 御所浄水場の1系施設の休止にあわせた水源の必要性</p> <p>御所浄水場の1系施設については全てが休止状態となっているため、それに伴い水源についても実質的に余剰となっている。20年に1回の濁水でも今後は大滝ダム水源のみで御所浄水場の需要量を賄うことが可能と考えられるが、緊急時を考慮した場合であってもなお十津川・紀の川第2期事業が余剰な水源であると判断される。</p>	<p>水源の開発には数十年を要し、奈良県が新たに確保できる水源は当該事業以外にないことから、十津川・紀の川第2期事業については、第三者の意見を聞いたうえで御所浄水場の1系施設と同様に今後の県水転換の動向を把握し、その要否について判断する方針である。判断の時期については、当面当該事業への負担がなく、今後新たな負担が発生する前とする。</p>
101		<p>(2) 負担金等の支払い</p> <p>① 第1期事業における大和平野土地改良区への支払負担金について</p> <p>昭和56年に、水道局は大和平野土地改良区に対して、24億24百万円の負担金を支払う旨の協定書を締結している。当該協定書によれば、大迫ダム・津風呂ダム他が共同施設となることが記されている。しかしながら、大迫ダム・津風呂ダム・下淵頭首工に対して、水道局は所有権を有していなかった。もっとも、津風呂・大迫ダムが1.07m³/sの水源として位置づけられているのは事実である。</p>	<p>当該負担金は、根本的な水源確保のために当時の水道局担当者が関係機関及び関係団体と交渉を重ねた結果、締結した協定に基づく支出（負担金としての支出は平成2年度に完了）であり、津風呂・大迫ダムが水源として位置づけられることにより所期の目的を達成したものである。</p> <p>このことにより奈良県内の安定的な水の供給が可能となる礎を築くこととなり、その後の用水供給に多大な役割を果たしたものである。</p>

頁	項目	監査の結果に添える意見	措置内容
	(8. 水源)	<p>② 大滝ダム暫定豊水水利権の協力を得るための大和平野土地改良区に対する協力金の支出を毎期の費用とせず、施設利用権に計上していることについて</p> <p>平成元年以降、水道局が暫定豊水水利権を補う目的で、大和平野土地改良区に対して支払っている毎年2億円の協力金は、費用としての性質が強いと考えられるが、水道局ではこれを資本的支出として施設利用権に計上しており、収益的支出として毎年費用処理すべきであったとも考えられる。</p> <p>③ 大滝ダム暫定豊水水利権相当額の未償却残高の特別損失処理</p> <p>上述の暫定豊水水利権が、大滝ダムの本稼働によるダム使用権の取得とともに消滅するならば、施設利用権に計上している全額の30億2千万円について、大滝ダムの本稼働と合わせて特別損失として費用計上することとなる。</p>	<p>施設利用の権利を取得するものであるとの考えから、資本的支出として施設利用権に計上したものである。</p> <p>当該施設利用権は大滝ダム使用権を取得するうえで不可避の経費を計上したものであり、大滝ダム使用権とともに3.5 m³/秒の安定水利権を構成するものである。</p>
108	9. 入札・契約	<p>(1) 外部委託にかかる人員削減の費用対効果及び業者選定における競争性の強化</p> <p>御所浄水場、桜井浄水場の運転管理について、業務委託を実施している。しかし、業務委託費と業務委託により削減された人件費を比較したところ、必ずしも業務委託による費用削減効果が発揮されていない事例が見受けられた。</p> <p>また、平成22年度の御所浄水場、桜井浄水場にかかる委託業者の選定に関して、一社のみからの応募となっており、より競争性を働かせるために応募者を増やす対策を検討する必要がある。</p>	<p>桜井浄水場の24時間運転委託を導入した平成22年度の時点では、職員数の削減は2名であったが、これは、単に金額面だけをとらえた考えではなく、危機管理や技術継承を考慮し、人事担当課と協議の上で決定されたものである。さらに、このことは、平成25年度の大滝ダム稼働に合わせた広域管理システムと広域水道センター設置・稼働といった中長期計画（奈良県営水道ぷらん2019）の実施に沿った体制整備と業務の見直しを見据えたものであり、現に平成25年度からは、浄水場職員数は大幅に削減したところである。</p> <p>委託業者の選定に関しては、浄水場の運転に伴う機器や業務の特殊性から自ずと対応できる業者が限定されてしまうことから、公告にあたってホームページに掲載し十分な期間をとるなどの対応をしているにもかかわらず、結果的に一社のみからの応募となったものである。</p> <p>なお、この内容については、入札制度監視委員会の審査を経て適当であると判断されている。</p>

頁	項目	監査の結果に添える意見	措置内容
110	10. 地方公営企業繰出金	<p>(1) 基準内繰出金の一般会計からの繰出範囲の検討</p> <p>県では一般会計の財政状況が厳しいことから、一部の基準内繰出金について繰り出しを行っていない。県の厳しい財政状況を鑑みれば、一般会計の財政状況を理由に基準内繰出金の一部をカットすることも理解できるが、給水原価が他府県に比べて高い水準にあり、水道利用者の負担軽減の観点から、繰り出しの範囲について検討が望まれる。</p>	<p>地方公営企業会計制度の見直しにより、企業債残高のうち一般会計が負担する金額を財務諸表に注記する必要もあるため、左記意見及び将来収支見込み等を踏まえて財政担当課と協議する。</p>
112	11. 新公営企業会計	<p>(1) みなし償却制度の廃止</p> <p>① 水道局におけるフル償却の影響</p> <p>平成26年4月から施行される新公営企業会計の導入に伴い、フル償却を実施することとした場合、現在の会計処理からの移行処理が必要となり、資本の部における資本剰余金を減価償却累計額と長期前受金へ振り替えることが必要となる。</p>	<p>新地方公営企業会計の導入により、平成26年度からその趣旨に沿った処理を行うこととする。</p>
114		<p>② フル償却の導入と新たな県営水道供給事業条例との関係</p> <p>県では、「奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例」の一部を改正しているが、これは、公営企業法施行令の改正により、みなし償却資産を除却した際の資本剰余金の取り崩しの根拠規定がなくなることから、その会計処理を条例で規定することによって引き継ごうとしたものである。</p> <p>平成26年度以降はみなし償却資産を除却した際に取り崩すべき相手科目は長期前受金となる。そのため、奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例第5条については、平成25年度末までに改正または削除する必要がある点に留意が必要である。</p>	<p>奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例第5条については、平成25年度末までに所要の改正または削除する予定である。</p>
116		<p>(2) 減損会計</p> <p>① 水道局における減損会計適用の影響</p> <p>平成23年度に減損会計を導入した場合、減損損失に係る会計上の影響額は、三郷ポンプ場・平群ポンプ場・生駒サージタンクの土地合計額1億5百万円および御所浄水場の第1系統に係る設備の合計額20億37百万円となる。</p>	<p>三郷ポンプ場・平群ポンプ場・生駒サージタンク資産および御所浄水場の第1系統を遊休資産とした場合は、左記のような算定となることを認識している。</p>

頁	項目	監査の結果に添える意見	措置内容
121	(11. 新公営企業会計)	<p>(3) 引当金</p> <p>① 退職給付引当金</p> <p>地方公営企業会計では、退職給与引当金の計上が認められているが任意であった。しかし、新地方公営企業会計では、退職給付引当金の計上が義務化される。</p>	既に退職給与引当金を計上しているが（所要額引当済）、新地方公営企業会計の趣旨に沿った処理を行うこととする。
		<p>② 修繕引当金（特別修繕引当金）</p> <p>地方公営企業会計では、修繕引当金の計上が認められているが任意であったが、新地方公営企業会計では、現時点においては、水道局は修繕引当金と特別修繕引当金の定義に当てはまる事象が見当たらないと考えられるため、原則として、平成23年度の修繕引当金残高を全額戻し入れることとなる。</p>	修繕引当金残高の戻入処理は、地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条により必須でないことから、新地方公営企業会計の適用年度からはその趣旨に沿った処理を行うこととする。
		<p>③ 賞与引当金</p> <p>新地方公営企業会計では、水道局の期末勤勉手当について、賞与引当金を計上する必要がある。</p>	新地方公営企業会計の趣旨に沿った処理を行うこととする。
127		<p>(4) 借入資本金</p> <p>新地方公営企業会計においては、借入資本金を負債に計上することとなっている。平成23年度末の借入資本金は581億9千万円であり、当該変更を適用した場合には、負債が同額増加し、資本が同額減少することになる。</p>	新地方公営企業会計の趣旨に沿った処理を行うこととする。
127		<p>(5) 減債積立金の今後の会計処理</p> <p>新公営企業会計では借入資本金の廃止と併せて減債積立金の積み立ては不要となったところであるが、県では条例で引き続き減債積立金の積み立てを義務付けた。これに対する新たな会計処理としては、今後は減債積立金を取り崩した場合には資本金ではなく、利益剰余金に振り替えることとなる。</p>	新地方公営企業会計の趣旨に沿った処理を行うこととする。

(注) 措置内容欄に所属名称の記載がないものは、水道局による措置である。